

常盤木学園において感染者等が発生した場合の対応について

本校の生徒または教職員が、新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合等につきましては、宮城県教育委員会の方針に準じて以下の対応をとらせて頂きますのでご理解のほど宜しくお願ひいたします。

1. 学校の休業等について

生徒・教職員の状況	対応内容
(1) 感染が判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> 一時的に全部又は一部を臨時休業(学校閉鎖)とする。 保健所や医師に相談上、校内の感染リスクを検討してリスクの低い学年や学級の休業を解除する。 休業期間については、施設の消毒完了を前提として、保健所や医師と相談の上で決定する。
(2) 濃厚接触者に特定された場合	
(3) 感染のおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、臨時休業は行わない。

2. 出席停止、出勤停止等について

生徒・教職員の状況	対応内容
(1) 感染が判明した場合	<ul style="list-style-type: none"> 保健所や医師の許可が出るまで
(2) 濃厚接触者に特定された場合	
(3) 感染のおそれがある場合	<ul style="list-style-type: none"> 感染者と最後に濃厚接触した日から起算して 2 週間、または保健所や医師の許可が出るまで
(4) 発熱等の風邪症状がある場合	<ul style="list-style-type: none"> 症状が改善するまで

※「感染のおそれがある場合」の例

(1) 本人が医師などの判断により、検査対象となった場合(結果判明前)

(2) 本人が感染者と接触していることが判明している場合(保健所による調査前)

- ① 患者と同居あるいは長時間(車内、航空機内等を含む)の接触があった。
- ② 手で触れることが出来る距離(目安 1m)で、必要な感染予防策なしで患者と 15 分以上の接触があった。

(3) 本人が相談・受診の目安に該当する場合

- ① 強い息苦しさ、強いだるさ、高熱、比較的軽い風邪症状が続く場合やその症状が4日以上続く場合。
- ② 相談・受診の目安に該当しない症状の場合は、基本的には医師が感染の疑いがあるか(検査の必要性)を判断する。

- (3) 感染の恐れがあるかを判断する際には、本人の行動歴(過去 2 週間に海外や患者が発生している都道府県への外出歴があるか、そういった地域に滞在していた人と接触しているか)等も踏まえて判断する。
- (4) レベル2・3の状況においては、本人の同居者が相談・受診の目安に該当する症状がある場合
- (5) 「本人の同居者が濃厚接触者である場合」は、感染の恐れには該当しない。

3. その他

(1) 保護者をはじめとした学校関係者への連絡

対象となる生徒・教職員が特定されないようプライバシー情報に最大限の配慮をした上で、休業または学年・学級閉鎖に至った事実や以後の感染拡大防止策について、速やかに連絡する。

(2) 感染者が発生した場合の事実の公表

感染症の拡大防止の為に行動履歴等の公表が必要と考えられる場合、感染者とその家族に相談の上でプライバシーに配慮しつつ、学校関係者と社会の要請に応えられるよう、可能な限りの情報を公表する。